

「京都先端科学大学後援会」規約

- 第1条 本会は、京都先端科学大学後援会（平成31年4月父母の会より名称変更）と称し、事務所を京都府亀岡市曾我部岡南条大谷1番地1 京都先端科学大学教務学生事務部におく。
- 第2条 本会は、在学生の父母（保証人）及び卒業生父母と大学の関係を密にするとともに、学生生活の向上と充実を図ることを目的とする。また、「同窓会」と連携を深めながら広い意味での大学の後援会組織を目指す。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 学生の学修上必要な施設および研究の援助
 2. 学生ならびに教職員の福利厚生に関する援助
 3. 会員同志の交流および同窓会との連携
 4. その他必要と認めた事項
- 第4条 本会は、京都先端科学大学在学生および卒業生の父母、旧父母の会後援会会員、本学を支援する団体・個人をもって組織する。
1. 正会員 在学生父母（父母に代わる保証人）
 2. 翠会員（みどりのかいいん） 卒業生父母および旧父母の会後援会会員
 3. 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、これに援助を与える団体及び個人
- 第5条 本会は、各回生ごとに若干名の委員をおく。委員は会員中より会長が選出し、委員総会は毎学年の始めまでに役員を互選する。
- 第6条 本会は次の役員を、正会員より選出する。
- 会長1名、副会長若干名、会計1名、監事2名、理事若干名、地区代表（理事に準ずる）若干名
- 第7条 役員の任期は1ヶ年とし、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。但し、再選を妨げない。
- 第8条 会長は、年1回総会を招集し、事業および会計の報告をする。必要ある時は臨時総会を開催することができる。教育懇談会を総会に準ずることができる。なお、総会の議長は会長とする。
- 第9条 会長は役員会、委員総会等を招集し、本会運営の全般的な事項を審議決定する。
- 第10条 本会に顧問・副顧問をおくことができる。顧問は会長経験者を推薦し、委員総会の決議を経て委嘱する。顧問の任期は委嘱日より4ヵ年とする。副顧問は、三役経験者を推薦し、委員総会の決議を経て委嘱する。副顧問の任期は委嘱日より2ヵ年とする。但し、再任を妨げない。
- 第11条 本会に参与若干名をおき、大学教職員中より推薦する。参与は委員総会の協議に参加することができる。
- 第12条 本会の庶務、会計の処理等は京都先端科学大学教務学生事務部に委嘱し、掌務多端の場合は臨時に事務係をおくことができる。
- 第13条 本会の経費は入会金、会費その他寄付金をもって支弁する。入会金及び会費は委員総会において決定する。正会員は、入会金は入学時に、会費は各年度ごとに納入する。ただし、入会時に兄弟姉妹が在籍中の場合、入会金の納入はこれを必要としない。翠会員は、卒業時の入会金、会費の納入を必要としない。賛助会員の会費については、別に内規に定める。なお、一旦納入したものは返却しない。
- 第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第15条 本会は第2条に定める目的を達成するため、次の事項に関して、地区会員向けの支援事業を行う。
1. 地区内の父母（保証人）との連絡
 2. 本学と父母（保証人）相互の連絡懇談
 3. 本学卒業生の就職開拓と本学のPRに協力
 4. その他必要と認めた事項

第 16 条 地区連絡所には地区委員若干名を設け、地区委員の中より地区代表を選出することとする。

なお、地区連絡所は定めなき以 外は地区代表の住所とする。

第 17 条 地区連絡所の役員、会議その他に関する事項は、各地区連絡所においてこれを定め、本会に報告するものとする。

ただし、本会会則に反するものであってはならない。

第 18 条 本会及び大学の連絡による地区会議、通信その他の費用は、役員会の承認を経て本会において負担する。

第 19 条 会長の招集による役員会、委員総会等の会議に出席に要する交通費は、別に定める額を限度として本会において負担する。

また、本後援会主催の行事に運営担当者として出席に要する交通費は、別に定める額を限度として本会において負担する。

第 20 条 第 4 条の各会員の「会員規則」を別に定める。

第 21 条 第 4 条の各会員を対象とする行事に関する「実施要項」を別に定める。

第 22 条 この規約の変更は委員総会において決定する。

附 則

1. 会の役員は、別表とする。
2. この規約は昭和 58 年 9 月 17 日から施行する。
3. この規約改正は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
4. この規約改正は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
5. この規約改正は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
6. この規約改正は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
7. この規約改正は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
8. この規約改正は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。